

ID: 259

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町法定外公共物管理条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第156号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の納付) 第6条 占用等の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、別表の規定により算出した額の 占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を納付しなければならない。 2 占用料等は、占用等の許可の際にその全額を徴収する。ただし、当該許可の期間が年度を超 えるときは、初年度分は占用等の許可の際、次年度からはその年度分をその年度の初めに徴 収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日